

市川市監査委員告示第2号

令和元年度第2期定期監査及び行政監査  
の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による  
行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規  
定により別紙のとおり公表します。

令和2年3月31日

市川市監査委員

同

同

同

菅原卓雄

白土英成

稲葉健二

宮本均

## 監査結果報告

全国都市監査委員会(※)の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査を次のとおり実施した。

※ 全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

### 1 監査の対象部署

#### (1) 環境部

循環型社会推進課、生活環境整備課、生活環境保全課、清掃事業課、  
新クリーンセンター建設準備課、クリーンセンター

#### (2) 行徳支所

総務課、市民課、福祉課、南行徳市民センター、地域整備課、  
臨海整備課

#### (3) 生涯学習部

教育総務課、教育施設課、青少年育成課、社会教育課、中央図書館、  
考古博物館

#### (4) 学校教育部

義務教育課、指導課、就学支援課、保健体育課、学校地域連携推進課、  
教育センター

### 2 監査の着眼点

#### (1) 定期監査

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。

#### (2) 行政監査

対象となる事務事業のうち予備調査及びリスク分析を基に、監査の必要性及び効果を判断して対象事業を選定するとともに、効率性、経済性及び有効性の観点に立って必要な着眼点を設定し、監査を実施した。

### 3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

##### (1) 事務局による予備監査

令和元年11月1日から令和2年1月30日までの期間、関係各課において実施した。また、必要により現地調査を実施した。

##### (2) 監査委員監査

令和2年2月5日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

#### 5 監査の範囲

令和元年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

#### 6 監査の結果

所管する事務事業は、下記の指摘事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※指摘事項：改善が必要であると認められるもの

##### (1) 協定樹木管理等補助金について（生活環境整備課）

協定樹木管理等補助金は、巨木等の保存を図り、良好な都市環境の形成に資するため、「市川市巨木等の保存等に係る協定」に基づいて市川市と樹木の保存等に関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わしたものが所有し、又は管理する樹木を剪定、整枝その他の協定樹木を良好な状態に維持するために必要な行為に対し、補助金を交付するものである。

市川市協定樹木管理等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項では、「剪定等補助金の交付の決定を受けたものは、その決定があった日の属する年度の翌年度及び翌々年度においては、剪定等補助金の交付の申請をすることができない。」と定められている。

しかしながら、平成28年度及び平成30年度の補助金交付申請書に記載された協定樹木番号に重複しているものがあったことから、内容を確認したところ、申請者の錯誤によるものであることが判明した。

この錯誤については、交付申請時に申請内容が補助条件に合致しているか確認していれば未然に防止できたものである。

また、要綱で添付することとなっている剪定前後の当該樹木の写真を比較したところ、いずれの樹木にも協定書で定める樹名板が設置されておらず、剪定前後で撮影方向が異なるものや別の樹木であるものが見受けられ、履行確認が可能な内容であったとは言い難い。

このことから、市は協定書に基づき速やかに樹名板を設置するとともに、交付申請に係る書類の審査や履行確認を適切に行われたい。

## (2) し尿収集運搬手数料の算定方法について（清掃事業課）

し尿収集運搬手数料（以下「手数料」という。）は、土地又は建物の占有者等から、し尿の収集及び運搬（以下「くみ取り」という。）に対する手数料を徴収するものであり、その額は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第 27 条及び別表第 2 に規定されている。

この手数料は、「定額制」及び「従量制」の 2 つの料金体系から構成され、一般家庭を対象とする「定額制」は、人数割料金（月額）に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。また、店舗、共同住宅等を対象とする「従量制」は、従量に応じて算定する額に基本料金（月額）を加え、月額を算定する。

運用においては、この「定額制」及び「従量制」のいずれにおいても、くみ取りを行った月に限り手数料を徴収している。

しかしながら、「定額制」の定額とは、一定の額と解される。これは、毎月、定期的に一般家庭にくみ取りに行くことから、便槽にし尿を貯留しておらず、くみ取りを行わなかった場合においても、車両の移動等の作業が生じているため、手数料を徴収するものと理解する。

一方、「従量制」で規定する「基本料金（月額）」においても、毎月、手数料を徴収するものと捉えることができる。

このことから、平成 27 年度及び平成 29 年度においても監査委員として意見としており、改めて条例と運用の整合性を図られたい。

## **7 監査委員の意見**

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見を付記する。

※意見：市の組織及び運営の合理化等に資するため、監査委員からの提言

### (1) 学校施設開放事業収入の見直しについて（学校地域連携推進課）

学校施設開放事業収入は、市川市学校施設の開放に関する規則（以下「規則」という。）に基づき市立学校の運動場または体育館の照明設備を使用した団体に対し、照明電気料に相当する額（以下「照明料」という。）を徴収するものである。

平成 29 年度の定期監査では、規則に定める各学校の 1 時間当たりの照明料の額（以下「単価」という。）について、平成 16 年度の消費電力の実績に基づく算定以降、見直しが行われていないこと、また、単価は、運動場は消費電力 10 キロワットごとに、体育館は 5 キロワットごとに区分した個々のグループを単位として設定されているが、この区分ごとの単価が一律に低く抑えられているため、一部の学校において単価と実績に大幅な乖離が生じ

ていることを確認した。このことから、必要に応じて、単価の再算定や区分の廃止等を見直しを行い、照明料の適正化に努めるよう指摘をしたものである。

その後、学校地域連携推進課においては、照明料の算定基準の見直しや単価の試算等の検討は行われていたものの、規則改正には至っていなかった。

そのため、学校施設開放事業の趣旨を踏まえ、料金設定の考え方を明確にするとともに、受益者負担の適正化に努められたい。